

## 令和2年度 松戸市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度松戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 区 域 内 人 口	429,575 人
(2) 年 間 有 収 水 量	41,021,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	112,386 m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
下水道施設整備費	3,729,700 千円
下水道施設改築費	436,205 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	11,940,036 千円
第1項 営 業 収 益	7,574,648 千円
第2項 営 業 外 収 益	4,365,387 千円
第3項 特 別 利 益	1 千円

## 支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用	11,674,415 千円
第1項 営 業 費 用	10,543,064 千円
第2項 営 業 外 費 用	1,076,374 千円
第3項 特 別 損 失	44,977 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,083,260千円は、過年度分損益勘定留保資金334,656千円、当年度分損益勘定留保資金2,483,020千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額265,584千円で補填するものとする）。

収 入

第1款	資本的収入	5,746,646千円
第1項	企業債	3,023,700千円
第2項	出資金	1,388,683千円
第3項	補助金	1,175,850千円
第4項	負担金	158,412千円
第5項	その他資本的収入	1千円

支 出

第1款	資本的支出	8,829,906千円
第1項	建設改良費	4,811,143千円
第2項	企業債償還金	4,008,763千円
第3項	予備費	10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	長津川雨水幹線工事	3,350,000千円	2年度	270,000千円
				3年度	1,000,000千円
				4年度	1,600,000千円
				5年度	480,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
公共汚水ます設置工事	令和2年度から令和3年度まで	31,360千円
徴収一元化に係る県負担金	令和2年度から令和6年度まで	280,604千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	2,532,800千円	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
流域下水道事業	490,900千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 427,431千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、396千円と定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健次